

第3 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集

(1) 南方地域等における戦没者の遺骨収集

ア 昭和27年度から計画的に実施し、昭和51年度からは、確度の高い残存遺骨情報が得られた地域について継続的に実施している。

イ 平成20年度においては、7地域で実施することとしているほか、相手国関係機関等からの要請があった場合には、遺骨収集団等を派遣することとしている。

- 沖縄・硫黄島
- フィリピン
- 東部ニューギニア
- ビスマーク・ソロモン諸島
- アッツ島
- パラオ諸島
- モンゴル（ノモンハン事件）

ウ 都道府県に残存遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

(2) ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

ア 平成4年度から収集可能な埋葬地で鋭意実施してきており、平成20年1月末までに16,672柱の遺骨を収集したところである。

平成20年度においては、チタ州等について実施することとしている。

イ 旧ソ連から提供された資料については、そのみでは埋葬地の所在が確認できないものが数多くあるとともに、すべての埋葬地を網羅しているものではないことから、旧ソ連側に対して追加の資料や新たな埋葬地に係る資料を要求しており、今後、新たに埋葬地が確認できた場合には、速やかに調査を行い、収集可能な埋葬地については遺骨収集を実施することとしている。

ウ 都道府県に埋葬地に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

(3) 海外未送還遺骨の集中的な情報収集事業について

海外戦没者遺骨収集については、戦後60年余を経過し、当方に提供される残存遺骨情報が減少してきているなど、特に南方地域の遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から概ね3年間をかけて、南方地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島等）における海外未送還遺骨の集中的な情報収集を民間団体の協力を得て、実施しているところである。

平成19年度においては、東部ニューギニアにおける本件事業により情報が得られた地域について遺骨収集に結びつけたところである。

各都道府県におかれても、本件事業に対する御理解をいただくとともに、貴都道府県在住者に対し本件事業の周知のための広報等を積極的に行っていただくなど、引き続き、未送還遺骨の情報収集に係る御協力をお願いしたい。

2 慰霊巡拝

(1) 南方地域等

ア 平成19年度においては、フィリピン等7地域で実施したところである。

イ 平成20年度においても、フィリピン等8地域について実施することとしている。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> フィリピン | <input type="checkbox"/> パラオ諸島 |
| <input type="checkbox"/> マーシャル・ギルバート諸島 | <input type="checkbox"/> 東部ニューギニア |
| <input type="checkbox"/> インドネシア | <input type="checkbox"/> ビスマーク・ソロモン諸島 |
| <input type="checkbox"/> 中国（東北地区） | <input type="checkbox"/> 硫黄島 |

(2) 旧ソ連地域

埋葬場所が特定されている地域を中心に、実施してきたところであるが、埋葬地の所在が不明である等により、旧ソ連地域にはいまだ数多くの遺骨が残されていることから、平成15年度からは、埋葬場所の特定の有無にかかわらず、各地方・州毎に広く遺族の参加を求めている。

平成20年度においては、4地域について実施することとしている。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ハバロフスク地方 | <input type="checkbox"/> 沿海地方 |
| <input type="checkbox"/> アルタイ地方 | <input type="checkbox"/> ウズベキスタン共和国 |

(3) 各地域における参加遺族の推薦

今後、事業の具体的内容について決定次第、随時連絡することとしている。

なお、遺族の推薦手続については、医師の診断書の提出を参加内定後にするなど遺族が参加しやすくなるよう改善しているので、都道府県においては、関係遺族への更なる周知徹底を図るとともに、参加遺族の推薦方をお願いする。

3 慰霊碑の建立等

(1) 戦没者慰霊碑の補修

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、それぞれの建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めているところである。また、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成20年度においては、サイパンの「中部太平洋戦没者の碑」等4ヶ所の補修を行うこととしている。

(2) ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において遺骨収集が事実上実施できない地域等について、順次計画的に小規模な慰霊碑を建立することとしており、平成20年度においては、2ヶ所に建立することを予定している。

4 慰霊友好親善事業

(1) 慰霊友好親善事業は、戦没者遺児が旧主要戦域等の人々と戦争犠牲者という共通の立場で交流し、今後の慰霊事業の円滑な推進を図るとともに、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行うものである。この事業は、民間団体へ委託して実施することとしている。

(2) 平成20年度においては、旧戦域の中心となる14地域、1,008名で実施することとしている。

第4 戦没者遺骨のDNA鑑定等により特定された氏名判明遺骨の伝達について

(1) DNA鑑定の実施

ア 経緯

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

(参 考)

[一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

イ 現状

平成11年度から平成18年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約7,600人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付した結果、約1,300人から申請があり、本年1月末までに510柱の遺骨の身元が判明したところである。

ウ 遺族へのお知らせ

平成19年度に旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対し、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を、平成20年度内に送付することとしている。

(2) 遺骨等の伝達

遺骨及び遺留品の伝達については、平成4年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集の本格的実施及び平成15年度から実施しているDNA鑑定の進展に伴い、多数の遺骨を遺族に伝達することが見込まれることや、遺族の心情に鑑み、一日でも早く遺骨を伝達するという観点から、お手数ながら伝達遺族の居住地である都道府県職員のパ遣を引き続きお願いしたい。

なお、都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているところである。

身元判明の件数が一定以上まとまり、かつ、都道府県又はブロック単位で日程調整が可能な場合については、厚生労働省職員が都道府県まで護送するなど、弾力的に対応するので、随時御相談願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成20年1月末現在）

・旧ソ連	526柱
・モンゴル	366柱
・その他の地域	21柱
合計	913柱

2 過去5年間の遺留品伝達件数（平成20年1月末現在）

・旧ソ連	2件
・南方等	230件
合計	232件

第5 戦没者の父母等に対する特別給付金 について

戦没者の父母等の処遇改善を図るため、本年の通常国会に「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案」を提出中である。

【法案の概要】

戦没者の父母等に対する特別給付金国債の償還が平成19年に終了したため、引き続き平成20年から特別給付金国債を支給する等の改正を行う。

(平成20年4月1日施行)

<特別給付金の額>

(現 行)

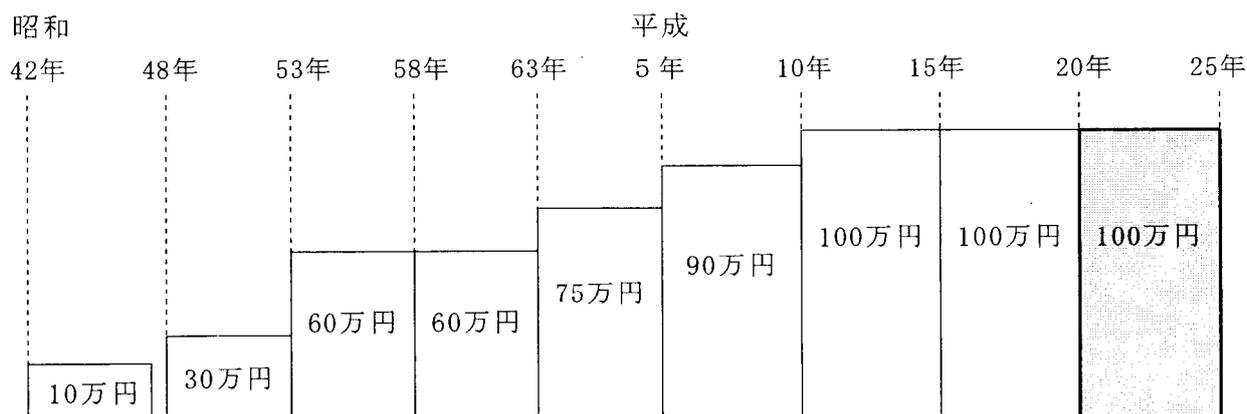
(改正後)

5年償還 額面100万円

→

5年償還 額面100万円

※受給者の見込み：約120件



※ 今後の事務処理に係るスケジュール等については、別途連絡する予定である。

第6 特別給付金支給法等の運用について

1 平成20年改正特別給付金について

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正案を今国会に提出しており、法案成立後に必要な事務処理の詳細については、おって連絡する予定である。

なお、改正案による戦没者の父母等に対する特別給付金の8回目継続分については、対象者が高齢化していること、国債の第1回目の償還日が本年9月16日に予定されていること等から早期処理をお願いしたい。

また、法案成立後においては、請求漏れによる受給権の消滅も考えられるので、受給権者に対する制度案内を十分行うようお願いしたい。

2 特別給付金等の時効失権防止について

(1) 平成19年度内に請求期限が到来する特別弔慰金について

平成17年4月1日から受付を開始した第八回特別弔慰金については、対象件数を159万件と見込んでいるが、平成19年12月末現在、受付件数は約119万件（うち、可決裁定は約115万件）である。

当該特別弔慰金については、平成20年3月31日をもって時効が到来することから、厚生労働省としては、政府広報（新聞、テレビ、ラジオ）を活用し、全国に制度案内を実施したところである。

都道府県及び市区町村におかれても、これまでに自治体の広報誌を活用した広報活動や未請求者リスト及び恩給等失権者リストにより制度案内をそれぞれに行っていたところであるが、特別弔慰金の時効失権防止の観点から（請求期限：平成20年3月31日）、前記リストに基づく未請求者に対する制度案内についてなお一層努められるようお願いしたい。

(2) 平成20年度内に請求期限が到来する特別給付金について

次の特別給付金については、以下のとおり請求期限が平成20年度内であるので、時効失権防止のため、広報及び未請求者リスト等による受給権者に対する制度案内を十分行うようお願いしたい。

・ 戦没者等の妻に対する特別給付金 第十七回特別給付金国庫債券「る号」	請 求 期 限 平成20年7月31日
・ 戦没者の父母等に対する特別給付金 第二十一回特別給付金国庫債券「は号」 第十九回特別給付金国庫債券「ち号」 第十六回特別給付金国庫債券「を号」 第十六回特別給付金国庫債券「わ号」	請 求 期 限 平成20年9月30日 平成20年7月31日 平成20年12月1日 平成20年9月30日

(3) 平成18年法改正による戦傷病者等の妻に対する特別給付金

時効失権防止のため、広報及び未請求者リスト等の活用による制度案内を行うようお願いしたい。また、審査、裁定事務の促進になお一層努められたい。

なお、恩給システム及び援護年金システムの受給者情報と特別給付金を請求済の者の情報とを突合した、未請求の受給権者に係るリストを平成21年1月末に送付する予定であるので、未請求者に対する制度案内に御協力をいただきたい。

・ 請求期限 平成21年9月30日

第7 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない外国居住者及び住基ネット不参加自治体居住者について、次により実施することとする。

(1) 調査の目的

平成20年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

(2) 調査の方法

(ア) 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月21日発送予定）。

受給者は、4月30日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

(イ) 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、受給者に係る住民票記載事項証明を依頼する。

(3) その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

2 郵政民営化に伴う援護年金の支払機関の拡大について

援護年金については、平成19年9月まで郵便局のみでその支払いを行ってきたところであるが、平成19年10月に郵政公社が民営化されたことに伴い、支払機関を民間金融機関まで拡大した。これにより、支払機関の変更を希望する方からの振込先口座申出書の提出等を受け、必要な手続をとることとしている。

3 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしく願います。

なお、受給者に対しては、平成20年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

4 援護年金過誤払金の債権管理業務について

援護年金の債権管理については、郵政公社に委託してきたところであるが、郵政公社の民営化に伴い、平成19年10月から厚生労働省が直接債権管理業務を行っている。

これまでも受給者の相続人特定等のため、戸籍謄本等の取得方をお願いしてきたところであるが、引き続き更なる協力方よろしく願います。

第 8 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在においても、なお年間900件を超える請求がある。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県においては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

なお、平成19年4月から、総務省所管の独立行政法人「平和祈念事業特別基金」において「特別慰労品」の贈呈事業を行っているところであるが、恩給欠格者に対する「在職年等確認調査」の際に、恩給欠格者ではなく何らかの恩給に該当し未請求であるという事実が判明する場合もあることから、その際には、引き続き適切な請求指導をお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

業務課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保管・継承するための検討を行うこととしている。このため、平成20年度より、各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行うこととしているが、この実施に当たって、3月末に各都道府県あてに資料について保管状況調査の照会を行うこととしているのでよろしくお願いしたい。

第 9 旧陸海軍の履歴証明及び抑留者の資料整備等について

1 履歴証明事務等について

(1) 履歴証明事務

旧陸軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされている。

平成19年4月以降、社会保険庁からの履歴証明依頼件数が大幅に増加しているところである。都道府県が行う証明については、当局保管資料の調査に時間を要しているが、当局保管資料を添付して、できる限り早期に証明依頼を行うこととするので、速やかな処理につきよろしく取り計らわれたい。

なお、在職期間等を証明する資料がなく、また本人からも証明できる資料の提出がない場合には、一旦社会保険業務センターに返戻することが適切と考えるので、早期に当局に回答されるようお願いしたい。

(2) 人事関係資料の照会

ア 陸軍関係資料

当室に個人の履歴事項について調査を依頼する場合、原則として、当局に保管している資料（昭和53年3月改刷「陸軍軍歴証明事務関係通知集」71頁参照）に留意されたい。

なお、「旧海軍」軍人軍属の期間を有する者については、当局保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、念のため申し添える。

イ 海軍関係資料

海軍関係の軍歴証明事務については、業務課調査資料室で担当している。

旧海軍軍人軍属本人又は遺族から証明発行依頼があった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

また、厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、都道府県に照会があった場合には、社会保険事務所あて申請するよう指導願いたい。

なお、海軍軍属の履歴証明に当たり旧陸軍軍人軍属就職を退職事由とする場合には、旧陸軍関係の履歴証明（兵籍等の人事資料を含む。）を取り寄せるよう指導しているので証明方よろしく取り計らわれたい。

2 旧ソ連・モンゴル抑留者の資料整備等について

(1) 抑留中「死亡者」の資料

ア 平成3年以降、旧ソ連政府等から抑留中死亡者資料の提供を受けており、そのうち公表した死亡者名簿の翻訳版については、その都度、各都道府県に配布

し、一般の閲覧に供するようお願いしてきたが、当局においても、一層容易に閲覧でき広く情報を得られるよう、平成19年3月29日に厚生労働省のホームページに掲載したところである。

なお、提供された資料については、従来から、当局資料との照合調査を行ってきており、その結果、身元が特定できた場合は、各都道府県の協力を得て、遺族調査を行った上で遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

イ 平成17年度にロシア政府から提供されたソ連邦抑留中死亡者の個人資料約3万7千名分については、現在、当局資料との照合及び重複などの精査を進めており、新たに身元が特定できた場合には、これまで同様、遺族にお知らせするために、各都道府県を通じて遺族調査を行うこととしているので、協力方よろしく願います。

(2) 抑留「帰還者」の個人資料

ロシア政府から提供された旧ソ連抑留帰還者の個人資料（約47万人分）及びモンゴル政府から提供されたモンゴル抑留者個人資料（約1万300人分）について、抑留者本人又はその遺族に当該資料を提供している。

については、資料を希望する抑留者本人又は遺族から質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

(3) 抑留者で「北朝鮮に移送された者」の資料

平成17年3月に、ロシア政府から「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」約2万7千名分の名簿が提供された。

この名簿は、記載事項が露文による氏名、生年、階級に限られているが、当局保管資料との照合調査等を行い、北朝鮮で死没した者の身元特定に努めているところである。北朝鮮に移送された者の身元を特定した場合には、遺族に記載内容をお知らせすることとしており、各都道府県を通じて遺族調査を行うので、協力方よろしく願います。

【参考】各名簿の照合調査進捗状況（平成20年1月末）

名簿区分	登載者総数 A	特定数 B	特定率 B/A	「お知らせ」送付数
旧ソ連邦抑留死亡者	40,292 名	31,536 名	78 %	30,118 名
モンゴル抑留死亡者	1,597	1,429	89	1,322
北朝鮮移送者	27,671	197	0.7	平成20年度 実施予定

第10 未帰還者調査について

1 未帰還者の現状

未帰還者等とは、終戦前から引き続き中国、旧ソ連、北朝鮮又は南方の諸地域に残留している者であって、①日本の国籍を有していること、②過去のある時点で生存していると認められる資料があること、③自己の意思により帰還しない者でないこと等のすべての条件をを満たしている者である。

平成20年1月1日現在の未帰還者数：425人（前年同月比：同数）
未帰還者の地域別内訳

地域	旧ソ連	中国	北朝鮮	その他南方等	計
人数	49人	314人	48人	14人	425人

2 業務の実施状況

(1) 業務処理の促進

未帰還者の最終的な処理については、平成19年度に各都道府県を通じて留守家族から情報の収集や戸籍処理に関する意向確認を行い（中国、旧ソ連の一般邦人を除く）、引き続き一定の結論（戦時死亡宣告、自己意思残留の認定等）を得るよう努めており、平成19年度においては、関係府県の協力を得て3人の戦時死亡宣告の手続を行っているところである。

今後とも、特に南方地域においては、現地調査など更に未帰還者調査の進展を図ることとしているので、留守担当者の意向確認など引き続き協力をお願いしたい。

(2) 地域別の状況

ア 旧ソ連地域

旧ソ連地域については、平成15年3月にロシア政府に所在調査を依頼するとともに、樺太地域については、職員の派遣や、従前から民間団体へも情報収集の調査を委託し、消息の把握に努めることとしている。

イ 北朝鮮地域

北朝鮮地域については、これまで機会あるごとに未帰還者及び戦時死亡宣告済者の名簿を提供し、安否調査を依頼してきているところであるが、今後も情勢の推移や機会をとらえて安否調査を依頼したいと考えている。

ウ 中国地域

中国地域については、平成18年4月中国政府と口上書を結び、所在調査を依頼したところ、これまでに一部調査回答を受領した。調査結果が取りまとめ次第、都道府県あて連絡するので処理の促進をよろしく願います。

(3) 留守担当者との連携

近年、留守担当者の異動について把握されていない事例が散見されるので、定期的に留守担当者との連絡を行い、その異動や意向確認に努めていただくとともに、変更がある場合は、当局に通報をお願いする。

第11 北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問 について

北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業については、第4回目について平成14年10月下旬頃に実施との動きがあったが、同年9月の日朝平壤宣言以降の情勢の変化により延期され、現在に至っている。

今後、故郷訪問事業が実施されることになった場合は、都道府県には、受入れの前提となる訪問予定者の戸籍確認、親族の所在確認、面会の意向確認等の業務及び日本赤十字社支部への緊密な協力をお願いします。(平成14年9月18日社援業発第0918001号業務課長通知「北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業再開時における準備・実施事務の細部等について」参照。)

(参考)

故郷訪問事業について

ア 北朝鮮在住の日本人配偶者について

(ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者は、昭和30年代半ば以降、在日朝鮮人の夫等とともに、北朝鮮に渡った者であり、法務省及び外務省では約1,800名と推計している。

(イ) 在日朝鮮人の北朝鮮への渡航については、昭和30年代前半に在日朝鮮人総連合会による集団帰国運動が大規模に展開され、政府において「北朝鮮帰還問題は、基本的人権に基づく居住地の選択の自由という国際通念に基づいて処理すること」等が閣議了解(昭和34年2月)され、これにより、日朝両国赤十字の協定に基づき、関係省庁の連携のもとに、帰還業務が実施された。

イ 故郷訪問実施までの主な経緯

(ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問については、平成9年8月21日、22日に開催された「日朝国交正常化交渉再開のための審議官級予備会談」において、人道的見地から、日朝両国の赤十字社が連絡協議会を設置し、今後の日本人配偶者の故郷訪問の実現のための準備・協議及び北朝鮮内の日本人の安否調査等に緊密に協力していくこと等で意見の一致が見られた。

(イ) これを受けて同年9月、日本人配偶者の故郷訪問事業の実施や、関係省庁連絡会議(内閣官房、警察、法務、外務、大蔵、厚生、自治(当時))の設置等につき閣議了解がなされた。

(これまでの実績)

第1回(平成9年11月) 15名

第2回(平成10年1月) 12名

第3回(平成12年9月) 16名(計43人)